

# 海上保険におけるpiracyの解釈について

平成23年度 日本保険学会大会報告

2011/10/23

於：神戸学院大学

中央大学商学部 平澤 敦



# 報告内容

本報告は、海上保険法上の**piracy**海賊（行為）の解釈につき、イギリスの海上保険法の立場を中心に検討するものである。報告のフローは概ね以下のとおり

1. はじめに（報告要旨参照）  
（海賊行為の現状について）
2. 海賊（行為）の定義
  - ・ **UNCLOS**（海洋法に関する国際連合条約）
  - ・ **IMB**（国際海事局）
3. 海上保険における海賊（行為）の解釈およびその取扱い
  - ・ **MIA**（イギリス海上保険法）
  - ・ **ICC**（協会貨物約款）
  - ・ **ITC**（協会船舶約款）
  - ・ **International Group of P & I Clubs**（国際P&Iグループ）
4. 今後の課題



## 1. 海賊行為の件数（参考）

|                                 | 1980 | 1990 | 2000 | 2003 | 2005 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|---------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 世界における<br>海賊による<br>攻撃件数         | 75   | 80   | 471  | 452  | 329  | 282  | 306  | 406  | 489  |
| ソマリア近海<br>における<br>海賊による<br>攻撃件数 |      |      | 41   | 22   | 26   | 60   | 134  | 222  | 172  |

出：REPORTS ON ACTS OF PIRACY AND ARMED ROBBERY AGAINST SHIPS  
(国際海事機関(International Maritime Organization ; IMO)に基づき作成)

1990年代に入り東南アジアの海域、特にマラッカ海峡やインドネシア水域で海賊行為が多発 → 年々件数および被害額が増加（身代金の高額化）  
→ 周知のとおり、近時はソマリア近海のアデン湾の海賊がクローズアップ

## 1. 海賊行為によって生じる損害の一例

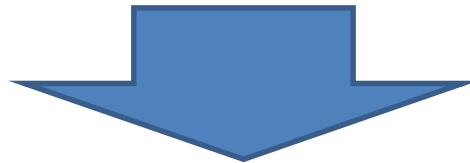
- 船舶に対する損害
- 船舶不稼働損失
- 乗組員の傷害および死亡
- 貨物に対する物理的損害
- 遅延によって貨物に生じた間接損害（商機の逸失など）
- 乗組員の現金および所持品
- 専門交渉人依頼費用
- 身代金支払いのための手配費用
- 汚染賠償責任
- 船用金（燃料費、入港税など）の損失



## 2. 海賊（行為）の定義

海賊行為（piracy）および海賊（pirates）は正確に定義しなければならず、海賊類似の（piracy-like）危険とは区別しなければならない。

Thomas, R. (2004) "Insuring the risk of maritime piracy",  
*Journal of International Maritime Law* Vol.4



- ・ 海上保険における定義とその他の定義との比較の必要性
- ・ 海賊危険とその他の海賊類似の危険との区別

たとえば、Websterでpiratesを引くと、A robber on the high seas; one who by open violence takes the property of another on the high seas; especially, one who makes it his business to cruise for robbery or plunder; a freebooter on the seas; also, one who steals in a harborと記されている。

## 2. 海賊（行為）の定義

海賊（行為）は古代ギリシャ時代から存在

海賊 ≠ ヒーロー = 「人類共通の敵」

- …普遍的管轄権に基づき、いかなる国も海賊を処罰可能
- …主要国の慣行の統一性の欠如、法的曖昧性

国際法上の海賊（行為） ≠ 広い意味での海賊行為、暴力行為  
≠ 保険法上の海賊行為

参考までに 後述するUNCLOSの定義と

2009年に制定されたわが国の

「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」  
で定義する海賊行為とは異なる



## 2. 海賊（行為）の定義

**1982年海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea; UNCLOS）101条**

私有の船舶または航空機の乗組員または旅客が、私的目的（private end）のために行うすべての不法な暴力行為、抑留または略奪行為であって次のものに対して行われるものいう。

- (i) 公海上の他の船舶もしくは航空機またはこれらの内にある人もしくは財産
- (ii) いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人または財産
- (b) その船舶または航空機を海賊船舶または海賊航空機である事実を知らずながら船舶または航空機の運航に自発的に参加するすべての行為
- (c) (a) または(b)に規定する行為を扇動または故意に助長するすべての行為

### UNCLOSの定義のポイント

- ・ 私的目的であること（政治的動機でない?）
- ・ 公海上にあること
- ・ いずれの国の管轄権にも服さないこと



## 2. 海賊（行為）の定義

### 国際海事局（International Maritime Bureau ; **IMB**）による 海賊行為の定義

盗取またはその他の犯罪を犯す明らかな意図を有し、かつその行為のために暴力をふるう意図または可能性をもって、船舶に乗り込むまたは乗り込む企てをする行為（An act of boarding and attempting to board any ship with the apparent intent to commit theft or any other crime and with the apparent intent or capability to use force in the furtherance of the act）

この定義は、上記**UNCLOS**の定義より広いものとなっている。しかし、実際には、直近のレポート等を見る限り、IMBはこの定義ではなく、むしろ**UNCLOS**の定義を採用しているようである。

（海運業界ではこの定義が用いられているとの指摘もある）

Zou, K.(2009) “New developments in the international law of piracy” , *Chinese Journal of International Law* , Vol. 8, No.2 , p.327





### 3. 海上保険法上の海賊（行為）の解釈

海上保険では・・・

イギリスの海上保険において海賊行為が問題となった古い判例  
（1906年イギリス海上保険法（Marine Insurance Act 1906 ; **MIA**）の  
海賊危険の解釈に影響を与えたとされるもの）

**Nesbitt v. Lushington**事件 (1792) 4 TR 783. (海岸からの暴徒)

（本事件は海賊行為に関する最初の判例との見解もある）

（Hodges,S.(1996) *Law of Marine Insurance* (London : Cavendish Publishing),p.212）

本件によれば、穀物を積載した船舶がアイルランドの海岸 Elly の沖合に停泊中、  
同船に暴徒が乗り込み、占拠し岩礁に乗揚げさせたくて、船長に低廉な価格で  
積載貨物を売却させた

（当時アイルランドは深刻な穀物不足であった）

Kenyon首席裁判官は、本件損害を海賊による捕獲（capture by pirates）  
と判断



### 3. 海上保険法上の海賊（行為）の解釈

#### Palmer v. Naylor事件(1854) 10 Ex 382. (旅客の暴動)

本件によれば、中国からペルーまで輸送する中国人労働者に対する扶養費の前払金（advances）を担保するための保険契約が締結された。

本件保険証券は「海賊、漂盗、強盗等」を担保するものであった。

航海中に、この労働者が、船長ならびに一部の海員を殺害し、陸地に最も近い場所に乗揚げさせる目的で船舶を占有し、その後同船を解放した。

原告は中国人労働者による「船長ならびに一部の海員の海賊的な殺害（piratical murdering）および暴力をふるったうえでの船舶の奪取」の結果生じた費用の全額につき保険金を請求した。

中国人労働者による行為は、私的目的一脱走する目的一の達成のために企図した行為であるとの理由で、同行為を海賊行為とする判決が下された。

※同様の観点から、報復の目的でなされた船舶および貨物への襲撃行為は、海賊行為とみなすことができよう



### 3. 海上保険法上の海賊（行為）の解釈

旧ロイズS.G.保険証券では、列挙危険の1つであって、捕獲・拿捕不担保条項（Free of Capture and Seizure; F.C.&S）の導入以降も、それが踏襲

#### MIA 3条

「海上危険」(maritime perils)とは、航海に起因または付随する危険、すなわち海固有の危険、火災、戦争危険、海賊、漂盗、強盗、捕獲、拿捕、王侯および人民の抑止および拘留、投荷、船員の悪行並びに上記の諸危険と同種のまたは保険証券に記載されるその他の危険

#### MIA 解釈規則 8条

「海賊行為」（Piracy）ではなく「海賊」（pirates）について  
上記判例の判決を基にして単に

「暴動を起こす旅客および海岸から船舶を襲う暴徒を含む」と規定するにとどまる

（MIAの訳文は、葛城・木村・小池共訳(1977)『1906年英国海上保険法』を使用させていただいた）

⇒このためMIA制定後の判例では、海賊行為の意味につき解釈上の問題が生ずることになった



### 3. 海上保険法上の海賊（行為）の解釈

控訴院は、反体制派の行為は、公のかつ政治的な目的に基づくものであるから海賊行為には該当しないと判決。海賊行為は私利私欲のための略奪行為。海賊行為が海から離れた川で発生するかどうかの決定は不要

「海賊とは私利私欲のために無差別に略奪する者を意味し、たとえ違法的または犯罪的行為であっても、特定の国家の財産に対し、公の政治的目的のために行動するに過ぎない者を意味しない」

本件では、判決にあたって海賊行為の地理的制限についても議論された。Vaughan判事は、海賊行為は本質的には「海上犯罪」（maritime offence）であって、船舶が拿捕された場所は、海洋とは関係ないといえるような場所での行為であるため、海賊行為とはいえないという見解であった。ただし、同判事は、船舶がアマゾン河の河口で襲撃されたとすれば、海賊行為であると容認できるとした（政治的目的ではなく）。

→ この問題は議論の余地がある。

船舶が海洋から離れていない航行可能な河川にある場合の襲撃は海賊行為と捉えることができても、無潮河川を航行中の船舶への襲撃は同じように海賊行為とみなせるか。

また、ラグーンにあって、狭い海峡を通過してしか到達できないような港に係留された船舶が襲撃された場合についても同様



### 3. 海上保険法上の海賊（行為）の解釈

Republic of Bolivia v. Indemnity Mutual Marine Insurance Co Ltd  
事件〔1909〕KB 785. = MIA制定前に生じた出来事に関する事件

保険契約上の意味での海賊行為であるという場合には、何が商業上の目的でビジネスマンによって使用される文書における「海賊」という用語の自然なかつ明確な意味であるかを考えなくてはならない（Pickford判事）。

ボリビア政府が、アマゾン河上流の奥地に駐屯するボリビア軍支援のために必要な物資を汽船で輸送しはじめた。これらの汽船のうち1隻の貨物がアマゾン河の河口Paraから同河の支流に注いでいるAcre河のPuerto Alonzoおよびその他の地までの航行につき付保されていた。本件の保険証券は、捕獲、拿捕および拘束……を担保しないが、海賊行為は除くという条件であった。

Paraから相当離れた付近を航行中、同船は、ボリビア政府を転覆させ、自己政府の樹立を企てて組織されていた反体制派の船舶によって拿捕された。

原告（ボリビア政府）は、この損害が海賊行為の結果であるとして保険金請求のための訴えを提起した



### 3. 海上保険法上の海賊（行為）の解釈

海賊（行為）が私的目的か否か？

私利私欲のために船舶およびその貨物を襲撃する者（海賊）によってなされる行為

現代の多くの海賊（行為）の要因は、金銭目的  
＝ソマリアを拠点とする海賊行為を助長する要因は身代金支払い

※私的目的という概念 = 金銭目的という概念より一層広い概念  
（上記 Palmer v. Naylor事件参照）



Al Shebbahbを含むいくつかのグループは、ソマリア暫定政府（Transitional Federal Government）に対する反抗勢力

Al Shebbab はスンニ派原理主義者とみなされていて、al-Qaidaと繋がっている

ソマリアを拠点とする海賊は、Al Shebbabと通じていて、身代金の一部を横流ししていることが憶測されている。

現時点では両者の関係を立証する証拠は存在せず、  
もし立証されることになれば、政治的目的 ≠ 海賊行為

### 3. 海上保険法上の海賊（行為）の解釈

Athens Maritime Enterprises Corporation v. Hellenic Mutual War Risks Association (Bermuda) Ltd(The Andrea Lemos)事件  
〔1982〕 2 Lloyd's Rep 483.

本件はAndrea Lemos号の船主である原告によって締結された戦争保険に関する事件である。同船がバングラディッシュ領海内のChittagongに停泊中、夜間にナイフをもった武装集団が同船舶に乗り込み密かな窃盗を企て、盗品を投げ捨てようとしたところ、銃を装備した海員がいることに気づき、逃げた。

本判決の争点は

- ・ 領海内で発生した海賊行為は認められるか否か
- ・ 武力または武力の脅威が伴わない行為は海賊行為は認められるか否か

国際公法上の意味では、他国の裁判管轄圏外で犯した行為のみ＝海賊行為

→保険証券上の海賊行為の解釈には適さない。



### 3. 海上保険法上の海賊（行為）の解釈

Staughton判事は、海賊行為を領海外の行為に限定する理由はないとし、船舶が通常の意味で「海上にいる」（at sea）のであれば、またはその襲撃を「海上犯罪」（maritime offence）とすることができるのであれば、保険取引の目的からして、船舶は領海内にいたとしても、海賊行為が犯されうる場所にいるとし、船舶が領海外にいる場合に、海岸からの暴徒によって船舶が襲撃されたことを認識するのは容易ではないが、船舶が「海上にいる」場合は起こりうるという見解を示した。

→国際法上、海賊とは、いずれの国の管轄権にも服さない公海上における暴力行為をいうが、保険契約上は、海賊行為は領海外の行為に限定されないものとし、海上保険における海賊（行為）は国際法上の定義より広く捉えられている。

同判事は、暴力を伴わない窃盗または暴力を脅威を伴わない窃盗は海上保険契約における海賊行為ではないと判決した。

海賊が海賊たるには、必ずしも海賊旗を掲げ、威嚇射撃をする必要はないが、海賊行為は密かに（by stealth）犯される行為ではない。

本件のように、追手を逃れるために暴力を行使するような威嚇をしたにすぎないような行為による損害は、海賊行為による損害ではない。





## 海賊（行為）の要件は……

- MIA解釈規則8条
- 暴力を伴うまたは暴力の脅威を伴う行為
- 強盗のような単に財産に対する暴力の使用のみならず船長または海員に対する暴力の使用
- 政治的目的ではなく、私的目的による行為
- 領海内または公海上で発生する行為

## 海上保険法上の海賊（行為）の解釈

- ・ 海賊行為⇔ と騒じょう（riot）

MIAの解釈規則8条 海賊＝「海岸から船舶を襲う暴徒（rioters）」  
後述ICC(A)はriotは免責 → ストライキ約款で復活担保

Riotはイギリスでは1986年公共秩序法（Public Order Act）により制定法上の免責

同法1条では、共通の目的のために12人またはそれ以上の人々が暴力を使用または暴力をもって威嚇することが騒じょうの構成要件となっている

1986年公共秩序法1条および10条(2)において、同法に従いMIA解釈規則8条および10条はこれを解釈すべきであると規定

→12人またはそれ以上の海賊が共通の目的（たとえば、私利私欲のため）において、かつ暴力を使用して被保険船舶を襲撃した場合に、海上保険契約上の騒じょうとみなされることもありうる

このような場合における両者の区別はいかにして考えるべきか。

（MIA解釈規則10条「国王、王侯および人民の拘束その他」という文言は、政治上または行政上の行為を指し、騒じょうまたは通常の訴訟手続きに因って生ずる損害を含まない）

### 3. 2009年協会貨物約款（ICC）における海賊危険の取扱い

Marine risks or war risks?

1930年末頃、スペインの内戦を契機に、海賊行為と捕獲拿捕不担保条項中の免責危険との区別が不明確になり、捕獲拿捕不担保条項に海賊行為を含める方が適切との見地から

1937年 marine risks → war risks へ移行

MAR Form保険証券では取扱いが変更

1982年協会貨物約款（Institute Cargo Clauses ; ICC）では marine risks に再び移行

- ・ ICC（A） all risksに海賊危険が含まれる
- ・ ICC（B）（C） 海賊危険に関しては規定なし →海賊行為は不担保

※ 貨物の war risksは 海賊行為を含まない

2009年ICCでも同様



### 3. 2009年協会貨物約款（ICC）における海賊危険の取扱い

All risks but...

ICC (A)においてもさまざまな免責事由がある

Chuah, J.(2009) *Law of International Trade*, 4th.ed.(London: Sweet & Maxwell) p. 447

2009年 ICC (A) によれば、以下の危険は免責

- 6.1 戦争、…または交戦国によってもしくは交戦国に対して行われる一切の敵対的行為
- 6.2 捕獲、拿捕、拘束、抑止または抑留（海賊行為を除く）およびこれらの結果またはこれらの一切の企図
- 6.3 遺棄された機雷、魚雷、爆弾またはその他の遺棄された兵器
  
- 7.2 ストライキ、…騒じょうから生じる（resulting from）もの
- 7.3 一切のテロ行為、すなわち合法的にまたは非合法に設立された一切の政体を、武力もしくは暴力によって転覆させまたは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、またはその組織と連携して活動する一切の者の行為に因って生じる（caused by）もの
- 7.4 政治的、思想的、または宗教的動機から活動する一切の者に因って生じる（caused by）もの

※海賊行為の判断にあたっては、後述の船舶保険の場合と同様、いかに行為（act）を解釈するかが1つのポイント

### 3. 2009年協会貨物約款（ICC）における海賊危険の取扱い

騒じょう、テロリズム等の危険を担保する場合  
（上記 MIA 解釈規則8条は「暴徒」（rioters）は海賊であることを規定しているが、ICC(A)では「騒じょう」（riot）は免責）

→協会ストライキ約款（貨物）（Institute Cargo Clauses(cargo)）により復活担保

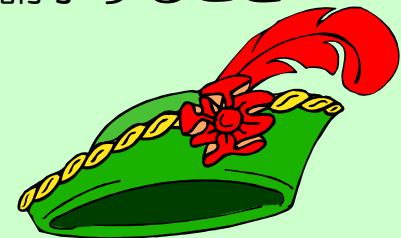
ICC (A) では、遅延や商機の逸失は担保されない

ICC (A) 4.5は遅延が担保危険に因って生じた場合でも、遅延に因って生じる滅失、損傷または、共同海損によって支払われる費用を除き免責としている。

船舶が海賊によって捕獲された場合の、抑留期間は平均すると約60日間といわれている。抑留により遅延が発生すれば、荷主は多額の損失を被り、場合によっては、事業中断損害を被ることにもなりかねない。

→ 不稼働損失保険を契約することで対応？

他方、ロンドンマーケットでは、2008年に、貨物に対する海賊行為の解約通知条項が導入され、保険者は本条項を挿入することで、保険が開始する前に解約することを認められ、復活担保のために割増保険料を請求することができるようになっている



### 3. 1983年協会期間約款（ITC）（船舶）における海賊危険の取扱い

ITC 6条：危険（6.1.5）「海賊行為」を担保する旨を明記  
（※ 和文約款では戦争危険）

ITC23条：戦争免責 = 至上条項（paramount clause）  
（23.2）

捕獲、拿捕、拘束、抑止または抑留（船員の悪行および海賊行為を除く）、およびこれらの結果またはこれらの企図

ITC24条：ストライキ免責 = 至上条項  
（24.1）騒じょう）

ITC25条：悪意的行為（malicious act）免責 = 至上条項

海賊行為の多発に伴い、  
2005年に合同船舶委員会（Joint Hull Committee）が  
「強盗、海賊行為および船員の悪行免責条項」  
（Violent Theft , Piracy and Barratry Exclusion Clause）公表  
2010年以降は、ITCの担保危険から「海賊行為」を除外  
協会戦争およびストライキ約款（船舶）一期間  
（Institute War and Strikes Clauses Hulls-Time）で追加的に引受け

### 3. 国際P&Iグループにおける海賊危険の取扱い

国際P&I (International Group of P&I Clubs)

国際グループのプール協定および組合の保険契約規定は「海賊（行為）」の定義を設けていない

- ・担保

海賊行為によって生じた通常の原因および費用（死亡、傷害、疾病などの人身損害クレーム、船員の派遣費用・本国送還費用、船員または船客の所持品損害。

なお、船員の過失が寄与した場合には、責任範囲が拡大する可能性がある  
船舶および貨物に関しては、海賊による襲撃を受けた時に共同海損を宣言すれば、精算後、船主は分担額を回収可能

- ・免責

「戦争兵器（weapons of war）」の使用を伴う海賊行為によって生じた責任及び損害は、免責。

各クラブ規則では「機雷、魚雷、爆弾、ロケット、砲弾その他類似の戦争兵器の使用」を免責。国際グループのプール協定にも組合の保険契約規定にも「その他類似の戦争兵器」に関する定義はないが、戦争兵器と同様の性質を持つその他の兵器をいい、使用された兵器が「銃、ライフル、在来型銃弾」を上回る威力を有するか否かが、除外条項を発動する際の判断基準となっている

## 4. 今後の課題

- ・ 海賊行為と類似危険との区別
- ・ 海賊とテロリストとの区別
- ・ 海賊のハイテク武装化（戦争類似の兵器免責との関係）
- ・ 身代金保険との関係  
**Mansfield v. Amlin事件〔2010〕 EWHC 280（Comm）**
- ・ 重複保険の問題



・・・ ご清聴を感謝いたします